



長崎市労政だより



長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

～平成30年12月17日号～

● 労働に関する各種相談窓口のご案内

- 1 労働条件相談ほっとライン(長崎労働局)
- 2 個別労働関係紛争処理制度(長崎県労働委員会)

● 経営上のお悩みに関する各種相談窓口のご案内

- 3 職場環境づくりアドバイザーの派遣(長崎県)
- 4 長崎県よろず支援拠点(中小企業庁)

● 適切な雇用環境の整備について

- 5 外国人の不法就労の防止(法務省)
- 6 労働基準法の改正による「年次有給休暇の時季指定義務」(厚生労働省)
- 7 長崎県特定最低賃金の改定(長崎労働局)

● 「長崎キラリ☆カンパニー」ご紹介企業

チョコー醤油 株式会社 ・ 株式会社 上滝

1 「労働条件相談ほっとライン」のご案内

～ 労働条件などの悩みや不安・疑問を減らしませんか？ ～

労働条件などの悩みや不安・疑問を減らす、無くすために、労働条件相談「ほっとライン」を設置しています。労働基準監督署などが閉庁している平日夜間や土日でも電話で相談することが可能です。

- ①労働時間の管理・割増賃金の支払い・職場の安全衛生などの労働基準関係法令に関するご相談に応じ、法令や判例、その他の情報を提供することで、相談者の悩みや不安・疑問を減らす、無くすお手伝いをします。
- ②セクハラ・パワハラ・マタハラなどの職場のいじめや嫌がらせについてのご相談には、関係情報の一部のご紹介にとどめ、専門の相談窓口のご案内を基本としています。
- ③無料で通話できるフリーダイヤルです。全国どこからでも、固定・携帯電話どちらからでも利用できます。



フリーダイヤル ☎0120-811-610

相談時間: 月～金 17時～22時 ※祝日を含む

土・日 9時～21時 ※年末年始(12月29日～1月3日)は休み

お電話ください

お問い合わせ先 長崎労働局労働基準部監督課
電話: 095-801-0030

2 「個別労働関係紛争処理制度」のご案内

～ 働く方と事業主の間のトラブル解決をお手伝いします ～

長崎県労働委員会では、労働者個人と事業主との間で生じた労働条件等に関する紛争を解決するために、個別的労使紛争の「あっせん」制度を設けています。

費用は**無料**で、長崎県内の事業所の使用者と労働者が利用できます。また、パートタイマーやアルバイトの方なども利用できます。お申込みを希望される場合は、県の労働相談情報センターなどで労働相談をし、申し出ができます。

- ・会社から解雇されたけど、理由があいまいで納得できない…
- ・パートで働いているけど、時給の引き下げに納得できない…
- ・社長から退職を強要されて、我慢の限界…
- ・従業員にやむを得ない事情で配転命令を出したけど、拒否される…



お電話ください

長崎労働相談情報センター

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁雇用労働政策課内

フリーダイヤル ☎0120-783-258 (携帯可能)

※土日・祝祭日、年末年始は休み

●「長崎労働相談情報センター」とは？

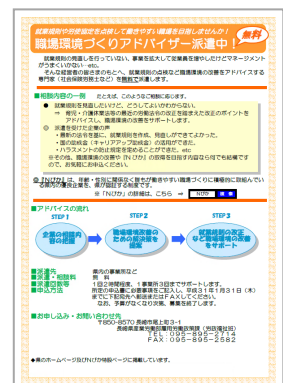
労働条件や労使関係など、職場で起こる様々なトラブル解決のための身近な相談の場です。労働相談情報センターは、長崎県の機関であり、相談無料・秘密厳守です。職員による相談のほか、弁護士による相談も利用できます。

3 「職場環境づくりアドバイザー」の派遣について

～ 申込〆切 平成31年1月31日(木) ～

就業規則の見直しを行っていない、事業を拡大して従業員を増やしたけどマネジメントが上手くいかない…。そんな経営者の皆さまのもとに、就業規則の点検など職場環境の改善をアドバイスする専門家(社会保険労務士など)を**無料**で派遣します。

- 派遣先 長崎県内の事業所など
- 派遣・相談料 無料
- 派遣回数等 1回2時間程度。1事業所3回まで
※希望により職場内研修講師として、さらに1回派遣可能
- 申込方法 下記ホームページに掲載の申込書を郵送またはFAX
<http://www.pref.nagasaki.jp/area/nagasakihiiki/341939.html>
- 申込〆切 平成31年1月31日(木) ※予算がなくなり次第、募集終了



申込み・お問合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県 産業労働部 雇用労働政策課
電話:095-895-2714 FAX:095-895-2582

4 「長崎県よろず支援拠点」のご案内

～ 中小企業庁認定の相談員による無料経営相談 ～

「よろず支援拠点」とは、平成26年から中小企業庁が全国に設置している経営相談所のことです。中小企業・小規模事業者の皆さまの売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に、経験豊富な専門家が**無料**で助言・支援を行っております。

長崎県よろず支援拠点では、県内すべての中小企業・個人事業主の皆さまの経営に関するお悩みの窓口として、様々なキャリアを持った専門家チームが相談員として在籍しています。成果が出るまで、何度でも無料でサポートするだけでなく、必要に応じて、外部機関(商工会議所や事業引継ぎ支援センター、金融機関等)と連携しながら相談者と一緒に問題解決に取り組みます。



長崎県よろず支援拠点

〒850-0031 長崎市桜町4-1 商工会館9階

☎ **095-828-1462**

※対応時間: 平日 9時～17時30分

5 外国人の不法就労の防止について

～ 外国人を雇用する際には「在留カード」を確認！ ～

不法就労は法律で禁止されており、不法就労した外国人だけでなく、**不法就労させた事業主も処罰の対象**となります。平成24年7月から導入された「中長期在留者の在留管理制度」により、在留カードを所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。

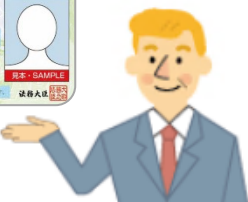
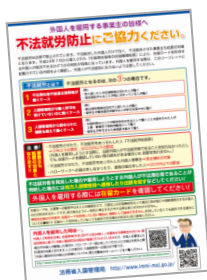
外国人雇用に関するリーフレットが配布されていますので、お問い合わせください。

不法就労とは？

- ① 不法滞在者や被退去強制者が働くケース(例: 密入国者や在留期限切れなど)
- ② 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース(例: 観光目的で入国した人など)
- ③ 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース(例: 留学生が許可時間数を超えて働くなど)

在留カードとは？

企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に中長期滞在する外国人が所持するものです。旅行者のように一時滞在する方や不法滞在者には交付されません。特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。



お問い合わせ先

外国人在留総合インフォメーションセンター
電話: 0570-013904
(平日: 8時30分～17時15分)

6 労働基準法の改正による「年次有給休暇の時季指定義務」について



～ 年末年始は、1月4日を休んで9連休! ～

労働基準法が改正され、年次有給休暇の時季指定義務が創設されました。「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう!

平成31年4月より、使用者は「年10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者」に対し、「毎年5日間」、時季を指定して年次有給休暇を与えることが必要となりました。

ただし、計画的付与制度などにより、労働者がすでに取得した年次有給休暇の日数分は、時季指定の必要がなくなります。計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を促進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要です。

1 年次有給休暇の「計画的付与制度」

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰越分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることが出来ます。

付与の方法は、企業や事業場の実態に合わせて選択ができ、全従業員に対して同一の日に付与する「一斉付与方式」や、班・グループ別に交替で付与する「交替制付与方式」があります。

2 時間単位の年次有給休暇

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。



仕事休もっ化計画

検索

お問い合わせ先

長崎労働局 雇用環境・均等室
電話:095-801-0050

7 長崎県特定最低賃金の改定について

10月6日に発効した「地域別最低賃金(長崎県1時間762円)」のほか、特定の産業に適用される「特定最低賃金」について改定を行い、平成30年12月12日から順次発効することとなりました。

	最低賃金額(時間)	効力発生日
長崎県最低賃金	762円	平成30年10月6日
特定最低賃金	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	861円
	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	808円
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	861円

お問い合わせ先
長崎労働局賃金室
電話:
095-801-0033

「長崎キラリ☆カンパニー」ご紹介企業

長崎ケーブルメディアで放送中の情報番組「ケーブルワイド
なんでんカフェ」の中で**長崎地域のキラリ輝く企業を紹介**しています。
放送は毎月第2火曜日です。これまでにご紹介した企業は、
長崎市ホームページやYouTubeでもご覧いただけます！



Twitter はじめました！
@nagasakiangyo

長崎市が実施する就職活動
支援情報などを発信中！

お問い合わせ先

長崎市 産業雇用政策課
電話：095-829-1313

チョコー醤油 株式会社 様

(平成30年10月放送)

チョコー醤油は、醤油や味噌、ソースなど、皆さまの食卓に欠かせない商品を販売しています。取材した方は、営業職として主に商品のチラシやカタログ制作を担当し、周りの営業スタッフのサポートをしています。さらに、「管理栄養士の資格を持つ営業職」として、その知識を活用し、健康志向の減塩醤油やカロリーを抑えた新商品の開発なども手掛けています。管理栄養士は、福祉施設などで働く印象ですが、近年は食品メーカーで活躍する方も増えているそうです。



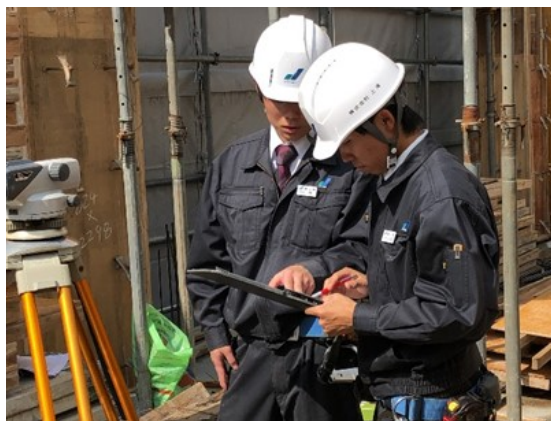
現在は日本国内だけでなく海外にも商品を卸しており、今後はより一層海外への輸出に力を入れ、「長崎の醤油」を広めていくそうです！

長崎や全国の食卓を支え、そして海外に向けて長崎を発信していこうと取り組むキラリ☆カンパニーです。

株式会社 上滝 様

(平成30年11月放送)

上滝は、市立図書館や稲佐山の展望台など、長崎のまちづくりの一翼を担っており、平成30年に話題となった「新長崎県庁舎」の建設にも携わりました。現在では、東京にも拠点をもち、マンション建設を中心に業績が拡大しているそうです。また、道路などを手掛ける土木工事や港湾工事も行っており、総合建設会社として長崎でも有数の実績を誇っています。



社長さんは「上滝の仕事は、地図に残り、人々の記憶にも鮮明に残る仕事で、非常にやりがいを感じる。この仕事を通して、『長崎を変えていくんだ』という熱意を持つ学生に入社してもらいたい！」と仰っていました。

社長さんを始め、社員のみなさんも熱い気持ちを持ったエネルギー溢れるキラリ☆カンパニーです。